

飼養衛生管理基準遵守「実践7項目」の取組みのお願い

飼養衛生管理基準の遵守は、家畜の所有者の義務として、家畜伝染病予防法第12条の3第3号に規定されています。

遵守率向上を図るため、農場に出入する機会がある関係者の皆様も、下記に示す7つの項目に取り組んでいただきますようお願いいたします。

■衛生管理区域に出入する際の措置

①立入台帳への記入（共通：基準4）

○農場設置の立入台帳に名前や消毒の実施の有無を記入してください。

②手指の消毒等（牛：基準15・33、豚：基準15・35、鶏：13・30）

○農場に設置している消毒設備で、適切に消毒を実施してください。

○ご自身でも、消毒液を容れたハンディスプレーを常備し、必要に応じて、適宜消毒を行なってください。

③長靴の消毒（牛・豚：基準16、鶏：基準14）

○農場専用の長靴を使用してください。農場に備え付けがない場合は、暫定的な対応として（牛）、ブーツカバーの着用又は自前の長靴を十分消毒のうえ入場してください。

○排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行ってください。

④衣服の消毒（牛・豚：基準16、鶏：基準14）

○農場専用の衣服（又は防護服）を着用ください。暫定的な対応として（牛）、最低でもご自身で消毒液を容れたハンディスプレーを常備し、適宜消毒を行なって入場してください。汚れがひどい場合は、交換してください。

⑤車両消毒（牛：基準17・34、豚：基準17・36、鶏：基準15・31）

○農場に設置している消毒設備（動噴、手押式消毒装置、消石灰帯等）で、適切に消毒を実施してください。ご自身でも消毒装置を携行のうえ、徹底に努めてください。

○フロアマットやハンドルなども、交差汚染防止のため、常備するハンディスプレーで消毒を心がけてください。

■畜舎に入る際の措置

⑥手指の消毒等（牛：基準23、豚：基準25、鶏：基準20）

○農場に設置している消毒設備で、適切に消毒を実施してください。

○ご自身でも、消毒液を容れたハンディスプレーを常備し、必要に応じて、適宜消毒を行なってください。

⑦長靴の消毒（牛：基準24、豚：基準26、鶏：基準21）

○農場に設置している消毒設備で、適切に消毒を実施してください。

○豚・家さんでは、農場が設置している畜舎ごとの専用長靴を着用してください。